

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

月刊

中小企業レポート

5

No.546

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和4年度長野県中小企業融資制度について



ご来店不要

スマホで口座開設



詳しくはコチラから

お申し込みはコチラから

出かけなくても便利!

スマホ窓口



ダウンロード
& 利用料
無料

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



「スマホ通帳」は、入出金の管理がカンタン!!

無通帳型普通預金なら

ナイスパス^{Web}



セブン銀行ATM

ご利用手数料

いつでも無料



●有料の時間帯は110円(消費税含む)のご利用手数料が必要となりますが、即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。
●ATMが設置されていない地域・店舗もございます。●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2022

5

No.546

- 2 **特集**
令和4年度 長野県中小企業融資制度について
- 6 **中央会インフォメーション**
- 8 **全中インフォメーション**
- 9 **ズームアップ！組合の魅力発見**
上小木材協同組合
- 10 **市町村のイチオシ！**
筑北村
- 11 **生産性革命と挑戦**
有限会社丸嘉小坂漆器店（塩尻市）
- 12 **わが社の経営戦略**
高木建設株式会社（長野市）
- 13 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
情報セキュリティ対策について（その1）
- 14 **労働局からのお知らせ**



〈表紙写真〉ミヤコワスレ

安宮（やすみや）神社境内に、ひっそりと咲くミヤコワスレ（都忘れ）。この花を見ると都への想いを忘れられるという由来から、「しばしの慰め」が花言葉となっています。淡い紫色をした小さくて可憐な花で、5月下旬から6月中旬が見ごろです。

特集

令和4年度

長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆様が安定した経営を行えるよう応援します。

令和4年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金用途
中小企業振興資金	一般枠	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 運転
	短期継続融資枠	恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金)＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転
	しあわせ信州創造枠	上記2資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録	
	創業枠	創業関連保証を利用する方	設備 運転
小規模企業発展資金	小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転
経営健全化支援資金	経営安定対策 拡大	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前3か年のいずれか同期に比べ5%以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)又は(2)に該当する方	設備 運転
	特別経営安定対策 拡大	(1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前3か年のいずれか同月に比べ15%以上減少 (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)、(2)又は(4)ウに該当する方	設備 運転
	防災・安全対策	(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 運転
	災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方	設備 運転
	新型コロナウイルス対策 拡大	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前3か年のいずれか同月に比べ15%以上減少 (2) セーフティネット保証4号を利用する方	設備 運転
	新型コロナ向け 伴走支援型 新設	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 (1) セーフティネット保証4号を利用する方 (2) セーフティネット保証5号を利用する方であって、下記のいずれかに該当する方 ア 売上高等減少率が15%以上の方 イ 最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方 (3) 下記のいずれかに該当する方 ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している方 イ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している方	設備 運転

※この掲載内容は、令和4年4月1日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部経営・創業支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 経営・創業支援課
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
1億円	10年(20年) ＜据置1年＞	2.1% 1年以内	2.2%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
5,000万円	7年[借換10年] ＜据置6か月＞＜借換は据置1年＞	1.8%		
3,000万円	1年	1.8%		
		上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 ＜据置1年＞ 7年 ＜据置1年＞	1.1%	0.8%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業関連保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 ＜据置1年＞ 7年[借換7年] ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
6,000万円	10年 ＜据置1年＞	1.9%	0.44%以内 セーフティネット 保証等利用の場合自己負担無し	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の借換が可能(借換後も保証料補給あり) ◇危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
8,000万円	7年[借換10年] ＜据置1年＞ ＜借換は据置2年＞	1.6% 貸付対象者(3)は1.3%		
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.9%		
3,000万円	7年 ＜据置1年＞			◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外
6,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.1%		◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
8,000万円	7年 ＜据置2年＞			◇新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策、新型コロナ向け伴走支援型などが対応可能)
6,000万円	10年 ＜据置2年＞	0.8%		
8,000万円	7年 ＜据置2年＞			
設備・運転の合計で 6,000万円	10年(15年) ＜据置5年＞	貸付対象者(1)、(2)は 1.6% 貸付対象者(3)は 1.8%	0.95%以内 セーフティネット 保証利用の場合自己負担無し	◇伴走支援型特別保証の対象者が利用可能 ◇新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ◇スピーディーな調達が可能 ◇保証付き融資の借換が可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証の場合)

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金用途		
信州創生推進資金	創業支援向け	創業前後の事業資金を調達	下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備	
			運転		
	事業承継向け	事業承継のために資金を調達	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方	設備	
				運転	
	IT産業向け	IT産業の発展に寄与する取組に係る資金調達	日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方	①【創業】…信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、上記業種を主業とする方	設備
					運転
				②【事業拡大】…上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備
	③【立地】…ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備			
		運転			
	事業展開向け	経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方	設備	
運転					
地域活性化向け	地域を活性化する取組に係る資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」(機能的表示食品など)を製造する方	設備		
			運転		
企業立地向け	工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備		
			設備		
			運転		
ゼロカーボン・次世代産業向け	ゼロカーボンに向けた取組や、次世代産業に参入するために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 (3) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)	設備		
			運転		
			設備		
海外展開向け	海外への事業展開のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備		
			運転		
経営改善サポート資金	外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転		

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
3,500万円	10年 <据置1年>	1.1% (イノベティブ枠に該当する方は1.0%)	0.44%以内 (創業関連保証利用の場合自己負担無し)	◇ 創業後5年未満 の方も貸付対象 ◇創業関連保証を利用し、貸付期間が同一の場合に限り運転・設備の一括申込が可能。 ◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇(1.0%)
2,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.0%	0.44%以内	◇貸付対象者(3)のうち 経営承継借換関連保証 を利用する方、又は貸付対象者(5)の 事業承継特別保証 を利用する方に限り、 保証付き融資の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法上の認定を受けた方(中小企業者の代表者個人(予定者含む)等)も対象
3,000万円 [借換8,000万円]	7年[借換10年] <据置1年>			
3,500万円	10年<据置1年>	1.0%	0.44%以内	◇「 信州ITバレー構想 」の実現に向け、 IT産業関連の事業者 に対して、 創業から事業拡大 までを幅広く支援 ◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
2,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.1%	0.44%以内	◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
5,000万円	7年<据置1年>			
3億円	15年<据置3年>			
5,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(3)は1.4%	0.44%以内 (経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し)	◇ 経営革新計画 の承認、 経営力向上計画 の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇AI・IoT・ロボットに係る研究開発又は設備を導入する方の利率を優遇(1.4%)
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4%	0.44%以内	◇ 宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備 (Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の 新築 に伴うものは対象外
3,000万円	7年 <据置1年>			
3億円	15年<据置3年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.4%	0.44%以内	◇ 工業団地へ新設・移転・設備導入等 を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
3,000万円	7年<据置1年>			
1億円	10年(15年) <据置2年>	1.4%	0.44%以内	◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、 ゼロカーボンに向けた取組 を支援 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇ 再生可能エネルギー産業(太陽光除く) に取り組む方、 航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業 に係る製品を製造する方などは進出後5年以降でも利用可能
3,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	15年(18年) <据置5年>			
5,000万円	12年 <据置5年>			
1億円	10年(15年) <据置1年>	1.9%	1.32%以内	◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象
3,000万円	7年<据置1年>			
設備・運転の合計で 1億5,000万円	15年 <据置1年>	1.6%	自己負担無し	◇ 事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇ 信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある

長野県プラス補助金（中小企業経営構造転換促進事業補助金） 第2弾のご案内

国の「事業再構築補助金」（最低賃金枠、回復・再生応援枠及び通常枠）及び「ものづくり・商業・サービス補助金」（回復型賃上げ・雇用拡大枠）に県の補助金を上乗せすることにより、県内中小企業の持続可能な経営形態への転換を支援します。

1. 対象者

以下、いずれかの国補助事業の交付決定を受け、事業を実施する県内中小事業者

- ・「事業再構築補助金」については、中小企業（最低賃金枠、回復・再生応援枠又は通常枠）であり、第6回公募に採択されたもの
- ・「ものづくり・商業・サービス補助金」については、回復型賃上げ・雇用拡大枠であり、10次締切に採択されたもの

2. 補助率・補助上限額

① 「事業再構築補助金」（国）の拡充（第6回公募に限る）

「最低賃金枠」、「回復・再生応援枠」

補助率 8/10（国3/4以内、県1/20以内）

補助上限額 最大1,600万円（国最大1,500万円、県最大100万円）

「通常枠」

補助率 最大3/4（国2/3〔補助金6,000万円超は1/2〕以内、県1/12以内）

補助上限額 最大8,100万円（国最大8,000万円、県100万円）

② 「ものづくり・商業・サービス補助金」（国）の拡充（10次締切に限る）

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」

補助率 3/4（国2/3以内、県1/12以内）

補助上限額 最大1,407万円（国最大1,250万円、県最大157万円）

3. 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月15日（水）まで（消印有効）

※予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります。

4. 申請方法及びお問い合わせ先

申請書類は、以下のホームページまたは、地域振興局 商工観光課で配布します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan2.html>

※詳細は、「長野県プラス補助金（第2弾）」申請受付要項をご確認ください。

お問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）

https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/happyou/documents/support_center_list_j.pdf

「長野県プラス補助金」受付担当（平日：午前9時から午後5時まで）

事業復活支援金の申請期限が迫っています！

給付対象

以下の①と②を満たす中小法人・個人事業者

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

中小法人等：上限最大250万円 / 個人事業者等：上限最大50万円

給付額の算定方法：基準期間の売上高^{*1} - 対象月の売上高 × 5か月分

※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月の
いずれかの期間(基準月を含む期間であること)

申請期限

令和4年5月31日(火)

事業復活支援金を申請する際には、登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。
本会も登録確認機関として会員の皆様の事前確認を行っていますので
ご希望の方は、本会担当指導員まで、ぜひお気軽にご相談ください。

雇用調整助成金・休業支援金の延長措置について

雇用調整助成金

(括弧書きの助成率は
解雇等を行わない場合)(※1)

	令和4年 3月	令和4年 4～6月
原則的な 特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1)原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、
令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率
を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置
を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)におい
て、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法
第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて
同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮
等に協力する事業主。
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に
係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間
の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年
前同期比30%以上減少の全国の事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業
主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎

休業支援金

	令和4年 3月	令和4年 4～6月
原則的な措置 (※4)	8割 8,265円	8割 8,265円
地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

えるものについては、その段階で業況を再確認する。ま
た、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

(※4)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考
慮して設定。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成
金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの
休業が地域特例の対象)

お問い合わせ先

雇用調整助成金コールセンター：0120-60-3999

休業支援金コールセンター：0120-221-276

職場でのハラスメント防止措置義務化への 対応は進んでいますか？

～ながの社労士協同組合～

2022年（令和4年）4月から中小企業もパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）の義務化対象となっています。

職場での対応として外部の相談窓口設置を検討してみませんか。

当協同組合は長野県下の社会保険労務士で構成されており、安価で、かつ従業員が気軽に相談できるよう心掛け、社内トラブルの回避を目指しています。

具体的な対応方法、費用などの詳細につきましては下記までメールにて問合せください。

ながの社労士協同組合 〒380-0904 長野市鶴賀中町212 長野県印刷会館2F
メール：soudan@sr-nagano.sakura.ne.jp

●自民党雇用問題調査会において佐藤専務理事が意見陳述

令和4年3月23日、自民党本部において開催された雇用問題調査会（会長：塩谷立衆院議員）に、佐藤専務理事、佐久間事務局次長・労働政策部長が、日本商工会議所、全国商工会連合会と共に出席し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げ状況や、引上げをめぐる問題について説明をした。

本会からは、「中小企業は、コロナ禍での景気の低迷、エネルギー問題等環境の変化を大きく受けている。加えて、価格転嫁への遅れ、雇用保険料の引上げ、過去最高となる最低賃金の引上げなど、中小企業の負担は増加している。賃金の引上げのためには、環境の整備が必要であり、労働生産性向上支援策の拡充、取引慣行の是正、雇用支援策の拡充などをお願いしたい」と発言した。

各団体からの説明の後に、出席した国会議員の方々と意見交換をした。



冒頭の塩谷会長の挨拶



意見陳述をする佐藤専務理事

🔍 信州カラマツの魅力

長野県内の造林面積の約半分を占めるカラマツ。東信地域を中心に積極的に植林が進められ、秋になると広葉樹のように葉が黄色に変わり、落葉する珍しい針葉樹です。カラマツは耐久性や耐腐食性に優れているほか、木の表面が時間の経過とともに艶のある赤色へ経年変化する味わい深さが特徴で、美しい木目が印象的な木材です。

地球温暖化が加速的に進んでいる今、地元の森林を適切に管理し、積極的に地元の木材を使う意義が一層高まっています。当組合では、カラマツをはじめとする地域産材の魅力発信や「木のある暮らし」の提案などを通じて、木材利用の普及促進に取り組んでいます。



木材として様々な特徴を持つカラマツ

🔍 組合としての木材PR活動

木材には、断熱性や湿度調整、衝撃緩衝作用、ダニの繁殖抑制など様々な強みがあり、建築材に使用することで、健康的で癒しの空間を作り出せる自然素材です。このような木の魅力を更に発信するために、組合では様々なPRを行っています。

その一つが、林業・木材製造業に関係する他団体と連携したパンフレットの作成です。木材利用のメリットや森林保全の重要性などが分かりやすくまとめられています。

また昨年度には、「取引力強化推進事業」を活用し、当組合のHPを全面リニューアルしました。組合案内や組合員紹介を充実させ、関係団体のお知らせを随時アップすることで貴重な情報発信ソースとなっています。月間8,000件以上のアクセスがあり、大きな反響をいただいています。



当組合にて発行しているパンフレット



リニューアルされたHP

🔍 子どもたちに木のぬくもりを



イベント会場にもなっている組合事務所

当組合では「子どもたちへ木のぬくもりを通じ木に学び、木と生きる」を考えのもと、木育活動にも積極的に取り組んでいます。なかでも長野県木材青壮年団体連合会主催の木工工作コンクールは昨年度総参加人数4,347名という大規模なイベントとなっていますが、その地区コンクールの「上小地区児童生徒木工工作コンクール」にも26校・477名という沢山の応募をいただきました。当組合では会場の提供や審査員としての参加、組合長賞の授与も行っていますが、表彰についてはコロナ禍の影響もあり、開催することができませんでした。

その他にも、子ども向けの木工教室を実施するなど、若い世代にも木に親しみを持ってもらえるよう多方面から取り組んでいます。

🔍 今後の展望

木材産業は木を植えて、育て、伐って、木材を利用し、再び木を植える、といった循環を繰り返すことで森や木を社会的に活かすことを生業としています。この循環はSDGsとの関連性が非常に高く、当組合でも持続可能な開発サミットの翌年2016年にいち早く取り組みを始めました。今後はこのような活動をパンフレット及びHPでの発信や、イベントへの参加によりさらに世間へ広め、地元産材のブランド力を高めることを目標に積極的な活動を行っていきます。

理事長：小林 基英
設立：1960年4月11日
TEL：0268-35-1400 FAX：0268-35-1373
住所：上田市芳田1818番地1
組合HP：<http://www.jousho-mokukyo.or.jp/>



様々なPR活動を通じて皆様に木の魅力を知っていただきたいと思っています。近くにお立ち寄りの際にはお気軽に見学いらしてください。 理事長 小林 基英



筑北村章
平成17年10月11日制定

Chikuhoku Village

筑北村

ユニークな石神仏群 しよなら 修那羅

小県郡青木村との境、標高1,037mにある修那羅山安宮神社。今から160年ほど前、修那羅大天武がここに住みついたといわれ、この神社の裏山には信者によって祀られた808体のユニークな石神仏が奉納されています。素朴で親しみやすいものがほとんどで、庶民の祈りや願いといった民間信仰が強く感じられるパワースポットとなっており、多くの写真愛好家が訪れます。



善光寺街道の名所 きりどお 大切通し

戦国時代に青柳城主が高さ6mもある大きな岩山をノミで削り道を切り開いたとされる大切通し。善光寺街道の宿場町として栄えた青柳宿から旅立つ行人の安全を祈願し、岩山には百体観世音像や馬頭観世音が祀られています。周辺の宿場は、江戸時代へタイムスリップしそうな雰囲気が漂います。

スポーツ施設が充実 サッカー場

村では「スポーツを通じた健康づくりと村おこし」に力を入れています。中でも4年前に完成した人工芝のサッカー場はナイターやシャワー施設などを完備し、各種大会や練習の会場として村内外から多くの方に利用されています。近くには、野球場や体育館などのスポーツ施設のほか、ふれあい広場キャンプ場や西条温泉「とくら」が隣接しているため、日帰り入浴や宴会、宿泊だけでなく、スポーツ合宿の場としても広く利用されています。



筑北村は、坂井村、坂北村、本城村が「平成の大合併」によって誕生した人口4,200人ほどの村です。村内をJR篠ノ井線と高速道路（長野道）が通り、来年は筑北スマートインターチェンジが完成します。主な産業は農業で、「はぜかけ米」や高原野菜が有名です。また、3つの温泉施設や野球、サッカー、テニス、バドミントンなどスポーツ施設も充実しています。ぜひ、お越しください。



筑北村長
太田 守彦

「新たな挑戦」が理念

木曽漆器の漆工町、木曽平沢（塩尻市）の一角に店舗・工場を構える、丸嘉小坂漆器店。1945年に下地づくりで創業後、塗りに職域を拡大し、木曽漆器の代名詞的存在である座卓など業務用漆器を数多く手がけてきました。さらに木工技術も取り入れ、漆塗りのベッド・チェアなど家具の製造・販売も行っています。

1994年には長野県工業試験場と共同で、ガラスに漆を定着させる技術を開発。漆塗りガラス製品を中心とする独自ブランド「百色（hyakushiki）」を立ち上げ、新たな顧客開拓に挑戦しています。

「新たな挑戦が当社の理念」と小坂玲央社長。「伝統を踏襲しつつ、今の暮らしに落とし込めるものをつくっていくことが、伝統工芸を受け継ぐ工房としてやるべきことだと思っています」。



漆塗りガラス製品の製作工程

「曲物」市場で存在感を



導入した木材加工用「NCルータマシン」

漆ガラスが全国的に人気を集める一方で、2017年からは木工小物製品を中心とする商品展開にシフト。特に木曽漆器の原点ともいえる「曲物」製品づくりを目指しています。

曲物は秋田県大館市の「曲げわっぱ」が全国的に有名。近年の弁当箱ブームで需要が高まり、海外でも人気が出てきています。一方で、大館以外の産地では継承者が少なく、わずかな職人が細々とつくり続けているのが現状です。

大館の曲げわっぱとの差別化を図り、曲物市場でいかに存在感を高めるか。その課題を解決するため、同社は新たに木材加工用「NCルータマシン」を導入しました（令和3年ものづくり補助金採択）。

際立つ既存曲物製品との違い

曲物は職人の高度な技能と多くの作業時間が必要。形状が複雑になると難易度が格段に上がるため、新しい形状・用途の製品はほとんどありません。

一方、NCルータマシンは、設計データを入力するだけで内型と外型とのクリアランスが正確に取れた成型型をスピーディーに加工でき、底板の加工も容易。すでに導入済みの「高周波プレス機」と組み合わせることで、製造の効率化・精密化（高品質化）・短納期化も実現しました。

さらに天板や皿などへの3D加工や、企業のロゴや文字を木に直接彫り込むこともでき、企業等の記念品など新たな需要にも対応可能。漆塗り、木曽ヒノキをはじめとする高級材の使用など、木曽漆器としての伝統を活かすことで用途も広がり、既存曲物製品との違いは際立ちます。



複雑な形状で大きなメリット

アイデアが勝負

「伝統工芸は人の手が加わる必要がある」と小坂社長。最新生産システムもあくまで、ものづくりの精度、効率を上げ、品質を高めるための道具というスタンスです。

その“道具”を活かすためには「アイデアが勝負」。同社は外部デザイナーなどと積極的にコラボレーションを図り、テーブルウェアを中心に新たな製品開発を進めています。

「将来的には、NCルータマシン用に3DCAD図面を起こしたり、アクセサリなどの加工は、在宅ワークも可能」。つねに新しいものに挑戦すること。それが伝統工芸を未来につなげていく力になると、小坂社長は考えています。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第4次採択企業

有限会社丸嘉小坂漆器店

代表 代表取締役 小坂玲央
設立 1986（昭和61）年4月
資本金 300万円

従業員数 7名
本社 塩尻市大字木曽平沢1817-1
TEL/FAX TEL.0264-34-2245 FAX.0264-34-3243



わが社の経営戦略

高木建設株式会社

(北信建設事業協同組合・組合員)

地域の安全・安心な暮らしに貢献し、社員全員が心豊かな生活を求める「健康経営」の理念のもと、誰もが活躍できる「ダイバーシティ企業」を目指す。

Vol. 1



【長野市男女共同参画優良事業者】ほか認定証の数々



女性技術者が活躍する職場づくりを推進

総合建設業として地域に密着

長野市安茂里小市を拠点に地域に密着して総合建設業を展開する、高木建設。公共・民間の建築工事、土木工事、住宅・店舗等の新築・リフォーム、古民家再生まで幅広く手がけており、品質の高い工事で評価されています。

特に同社の特徴となっているのが、小川村の木材業をルーツとする「目利き」を活かした、古民家再生および古材の再利用。土壁や茅葺きなど、伝統技術と職人の技能の維持・伝承は未来へと引き継ぐ資産との使命感から積極的に取り組み、戸隠の重要伝統的建造物群保存地区の工事も手がけています。

「健康経営」を推進

「当社は顧客第一主義、環境対応、安全、社員の健康を4本柱に、健康経営を推進しています」と高木正雄社長。

顧客満足を第一に考えたサービス、アフターフォローに力を入れ、現場での品質管理の徹底を目指すISO9000を取得。また、地域の環境を良くしようと全社員で始めたゴミ拾い活動がきっかけとなり、2009年に「エコアクション21」認定を取得しています。

また2018年には労災ゼロを目指し、安全衛生管理に力を入れ、労働安全衛生マネジメントシステムを構築。他に先がけて「コスモス」に認定されました。

社員一人ひとりが安全・健康に働ける環境の整備、そして「ワーク・ライフ・バランス」の充実。社員の健康管理を経営的な視点で考える「健康経営」の取り組みが評価され、2021年より経済産業省「健康経営優

良法人 プライム500」(全国上位500社)に認定されています。

「ダイバーシティ企業」を目指して



女性技術者5名をはじめ、女性の活躍が目立つのも同社ならではの。

高木垂矢子常務取締役は「女性も建設の仕事をやってみたいという意識が強いし、仕事に関して男性・女性に差はないと思っています」ときっぱり。ただ、トイレなどの環境や作業服やヘルメットなど、職域に関わらず女性がいきいきと活躍できる環境づくりには力を入れています。その取り組みにより「令和元年度 長野市男女共同参画優良事業者」表彰を受けました。

同社は男性・女性・LGBTQ、障がい者、若者・高齢者、立ち直りの人など、さまざまな人が働き、みんなで支え合っていく職場づくりを推進。多様な人材が活躍できる「ダイバーシティ企業」として「信州SDGsアワード2021」を受賞しました。

まさに時代の最先端を行っていますね、と向けると高木社長はこう返してくれました。「そうしないと企業が生き残っていけない時代。特に地域に密着した我々のような会社にとって、そこが今一番大事になっていると思います」。



高木正雄社長(左)、高木垂矢子常務取締役

代表取締役社長 高木正雄
創業 1934(昭和9)年9月
資本金 9,200万円
従業員数 83名(男69名、女14名)
本社 長野市安茂里小市1-3-31



TEL.026-226-6061 FAX.026-228-5459
<https://www.takagi-kk.co.jp>

事業内容 総合建設業、1級建築士事務所、宅地建物取引業、産業廃棄物収集運搬業

情報セキュリティ対策とは？

DX推進に取り組まれる経営者の方から、「当社の情報セキュリティ対策は大丈夫か不安なので相談に乗ってほしい」とか「うちはウイルス対策ソフトを入れているから大丈夫だね？」という相談や問い合わせを当会が受ける機会が増えてきています。そもそも情報セキュリティ対策とは？という基本的な話からご説明します。

情報セキュリティ対策は、自社の情報資産の「機密性」「完全性」「可用性」を確保するための活動全般を指します。「機密性」とは情報漏洩を起こさないようにすること、「完全性」とは情報の改ざんを防ぎ正確な情報を確保すること、「可用性」とは情報を使いたいときには使える状態を維持することになります。情報資産に対する脅威は年々形を変えて発生し、その脅威から守るための対策が必要となっています。

このような話を聞いてもピンとこないと思いますので、情報セキュリティ事故の事例を見ながら理解を進めていきましょう。

外部からの攻撃で情報システムが停止

自動車部品メーカーが、外部からの不正アクセスを受けたことでシステムが停止し、取引先の自動車メーカーの工場の稼働にまで影響を及ぼしてしまったニュースは、記憶に新しいかと思います。このケースは外部からの攻撃によって情報(システム)の「可用性」が損なわれてしまったケースです。

このように情報セキュリティの事故は、自社の業務停止だけでなくお客様の業務にまで影響を及ぼす可能性があり、内容によっては社会的信用を失ってしまい企業存続に大きな影響を与えかねません。

社員の悪意を持った犯行や、うっかり行ってしまった事故による情報漏洩



企業にとって情報は重要な経営資源です。お客様の情報や技術情報、レシピ情報などの重要な情報資産を外に持ち出す犯行が国内で何件も起きています。最近

の事例では、退職した社員が自社の重要な技術情報を盗み出し、競合他社へ持ち込んだことで事業に多大な影響を受けたとして、情報を持ち出された企業が1,000億円の損害賠償請求権を主張する訴訟を起こしました。

また、社員がうっかり行ってしまった事例として、メールの送信先を間違え、お客様情報を他社へ誤送信してしまう事例なども数多く報告されています。この2つの事例は「機密性」が損なわれたケースとなります。このように外部からの攻撃だけでなく内部にも目を向けた対策が必要となります。

情報セキュリティの脅威は変化する

毎年、独立行政法人 情報処理推進機構が「情報セキュリティ10大脅威」を公表しています。1年間で社会的に大きな影響を与えた情報セキュリティ事故から専門家等がTOP10を選考して公表しているものです。毎年のように新たな脅威が発生



したり、ランキングが大きく入れ替わったりします。その理由は、悪意を持って脅威を作り出す集団が全世界に存在するからです。彼らは高度な技術力を持ち、企業の情報を暗号化して、それを解除するために「身代金」を要求し金銭の搾取を行っています。その脅威に対する企業側の対策が進めば、また新たな脅威を作り出し攻撃をしてきます。少なくとも、最近の脅威を知っておくことは必要です。

情報セキュリティ対策における経営者の役割

経営資源は「人」「もの」「金」「情報」の4大資源と言われていています。ただ、情報資産の管理ができてない中小企業が多いと思われます。最近では地方の中小企業も攻撃の対象となってきています。

経営者はリスクを理解し、情報セキュリティ対策を行う体制と予算を確保し指示を出していくことが必要です。

次回は、経営者が行うべき行動と、企業が守るべき最低限の対策について解説を行います。

当会では、支援団体や企業からの相談を随時受け付けております。



解体・改修工事の事前報告が義務化されました

全ての業種で、建築物・工作物・船舶の解体工事やリフォーム・修繕などの改修工事は、施工者が、労働基準監督署と自治体に対し事前に報告することが義務化されました。(罰則有)

※複数の事業者が同一の工事を請け負った場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告

※本法令改正は、石綿健康障害防止の観点で行われたものですが、石綿がない場合も本報告が必要です。これまで、事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹付け石綿があるにもかかわらず所定の届出を行わないまま作業を行った事例などがあつたことから、石綿がない場合も含め、事前報告が義務付けられました。

※石綿が使用禁止された2006年9月以降に着工した建築物・工作物・船舶は、本報告は不要です。

手続き	<p>「石綿事前調査結果報告システム」から1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に提出できます。(PCやスマホから24時間可)</p> <p>※システムの利用には、デジタル庁所管のgビズIDが必要です(gビズプライムまたはgビズエントリー)。gビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです(https://gbiz-id.go.jp/top/)。</p>	<p>石綿事前調査結果報告システム 検索</p> 	<p>(注意) 本報告対象外(2006.9以降着工の建築物/工作物/船舶、100万円未満など)であっても、石綿含有物の事前調査の実施、調査結果の3年間保存、調査結果の現場への備付け、調査結果概要の公衆と作業員に見やすい場所への所定寸法の掲示板設置などは義務です。</p>
	<p>報告対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体工事 解体部分の床面積が80㎡以上 ・建築物の改修工事 請負金額が100万円以上(税込) ・一定の工作物^(注)の解体・改修工事 請負金額100万円以上(税込) <p>(注) 反応槽、焼却設備、所蔵設備、発電設備、変電設備、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼製の船舶(総トン数20トン以上)の解体・改修工事(工事金額等の限定なし) 		

事業主・労働者の皆様へ

無資格者のチェーンソーによる伐木は違法になりました

すべての業種で、木の太さにかかわらず、法令に基づく特別教育を行っていない労働者に立木の伐木等業務^(注1)を行わせることは違法となりました(2020年8月～)。また、切創防止用保護衣^(注2)の着用のないまま、これら作業をさせることも違法です(2019年8月～)。

県内では様々な業種で、チェーンソーの伐木作業の死亡災害が多発しています。プロの伐採業者(林業)でも県内で死亡災害が発生している大変危険な作業です。伐木作業は専門業者に依頼するなどし、違法作業を絶対にしないでください。

(注1)チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務(労働安全衛生規則36条)

(注2)いわゆるチャップス(JIST8125-2または同等以上)(労働安全衛生規則485条等)

長野県内の死亡災害 〔林業以外〕	2022年2月 建設業	斜面においてチェーンソーを用いて支障木(アカマツ)を伐倒したところ、伐倒木の根元部が、伐倒作業を近くで監視していた被災者に激突し、後方の立木との間に挟まれ、死亡した。
	2021年10月 ゴルフ場	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツの造材作業(枝払い・玉切り作業)を行っていた作業員が、その原木の下敷きとなり、死亡した。
	2020年4月 バス業	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が頭部に激突し、死亡した。

(参考)チェーンソーによる伐木等業務の「特別教育」は、林災防長野県支部などが行っています。

●『林業・木材製造業労働災害防止協会 長野県支部』
<https://rinsaibou-nagano.jp/>

林災防 長野

検索



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆さまへ

各種保証制度で、資金繰りや経営改善をサポートしています。

伴走支援型特別保証

特徴 継続的な伴走支援により早期の経営改善を実現！

保証限度額	保証期間	保証料率(年率)
6,000万円 (借換利用も可)	10年以内 (据置5年以内)	自己負担 0.2%~1.15%

事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)

特徴 早期の事業再生への取り組みを促進！

保証限度額	保証期間	保証料率(年率)
2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	15年以内 (据置5年以内)	自己負担 0.2%

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。また、ホームページをご覧ください。



ホームページ：<https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail：hosyo@nagano-cgc.or.jp
電話相談窓口：0120-34-7680(企業支援部)

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額(①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合
〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階 TEL.026(269)0885
【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキダビル3階 TEL.0268(24)1789
【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510
【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階 TEL.0266(78)4033
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階 TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
 松本営業部 0263-35-8519
 飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356
 あづみ野営業部 0263-84-0256
 東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
 上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

令和4年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 令和4年5月24日（火）午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 令和3年度事業報告承認について

第2号議案 令和3年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について

— 監 査 報 告 —

第3号議案 令和4年度事業計画（案）決定について

第4号議案 令和4年度収支予算（案）決定について

第5号議案 令和4年度会費賦課基準（案）決定について

第6号議案 任期満了に伴う役員・総代選任について

第7号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※新型コロナウイルス感染状況によっては開催方法等を急遽変更する場合がございます。詳細につきましては、後日お送りするご案内をご覧ください。総代の皆様にはぜひご出席いただきませうお願いいたします。

AlpsNetwork を騙るメールにご注意ください!

AlpsNetwork もしくは
alps.or.jp を騙るメールが
確認されています。

添付ファイルや URL リンク
は絶対に開かないようにし
てください。

本会の AlpsNetwork では
Web メールサービスは
実施していません

迷ったときは
中央会本部へお問い合わせください
TEL:026-228-1171

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
職金
共済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2022

5

No.546

第546号 令和4年5月10日発行
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎商工中金のソリューション・メニュー

| 海外展開支援

| 新事業進出支援

| 成長分野進出支援

| 生産性向上支援

長野支店
諏訪支店
松本支店

〒380-0814
〒392-0026
〒390-0811

長野市西鶴賀町1483-11
諏訪市大手1-14-6
松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金